

この商品券使えるの？

2010年4月に『資金決済法』が施行されて利用終了となる商品券やギフト券が増えたなか、当センターにも下記のような相談が寄せられました。

<事例>テレビや新聞で商品券が使えなくなるというニュースを見た。今手元にある商品券は使えなくなるのか？

<対応>センターがお持ちの商品券の発行元に問い合わせた。有効期限の記載がある分についてはその期間利用できる。有効期限の記載がなくて、今回利用できなくなる券については、払い戻し期間内に換金することができると確認できたので相談者に伝えた。

アドバイス

※すべての商品券が使えなくなるわけではありません。

また利用終了となった商品券も60日以上払い戻し期間が設けられていますので、この期間に発行元に申し出ましょう。

※払戻し申請期間を過ぎてしまった場合も、すぐに廃棄せず、発行元に確認しましょう。



※次のところで使えなくなる商品券や払戻し期間・連絡先が確認できます。

金融庁：<http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/index.html>

国民生活センター：<http://www.kokusen.go.jp/recall/bunrui/syouhinken.html>

不安に思われたら、消費生活センターにご相談ください。